

平成 30 年度第 2 回
横浜市公共事業評価委員会
平成 30 年 11 月 13 日(火)
横 浜 市

【都整－ 1】再評価

住宅市街地総合整備事業

(横浜市まちの不燃化推進事業)

(都市整備局)

(様式3)

公共事業再評価調書 (案)

番 号	都整-1	事業担当局課	都市整備局防災まちづくり推進課	
事業名	住宅市街地総合整備事業 (横浜市まちの不燃化推進事業)		採択年度 平成5年度 (26年度から統合)	
施工場所	重点整備地区	経過年数	統合より4年	
目的及び 事業概要	<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市においては、「いえ・みち まち改善事業」として市内23地区・660haを対象にした住民との協働による密集住宅市街地の防災性の向上と住環境の改善に取り組むため、地区毎に住宅市街地総合整備事業を導入し狭あい道路の拡幅や小広場整備、建替促進、耐震改修などを進めてきた。(15年度～25年度) 23年の東日本大震災を契機として、24年10月に公表した「横浜市地震被害想定」では、延焼の危険性が高い地域がこれまでの想定より広範囲に渡り、火災による焼失棟数及び死者数が激増することが判明。 25年3月に横浜市防災計画を見直し、4月には、34年を目標とした「減災目標」を定めた横浜市地震防災戦略を制定した。 26年3月、「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針」を制定し、対象地域を定め、事業を推進している。 <p>【目的及び概要】</p> <p>「火災による被害の軽減」に向けた取組として、「燃えにくいまち・燃え広がらないまち」を実現するために、対象地域を絞り込んだうえで、地震火災対策を推進することを目的としている。</p> <p>火災に強い都市空間の形成に資する「防災まちづくり施策」と、出火率の低減や初期消火力の向上等の「地域防災力・消防力向上施策」との両輪で行うため、26年度より、<u>住宅市街地総合整備事業の対象(整備地区)を全市とし、規制や補助を導入し事業を推進する地域を「重点整備地区(23地区)」</u>としまちの不燃化事業を推進している。</p> <p>【別紙1、別紙2参照】</p>			
			当 初(事業採択時)	変 更(平成26年度)
	事業期間		(5年～23年)～(29年～32年)	26年～34年
	事業費	合 計	18,408 百万円	7,266 百万円
		国 費	8,210 百万円	2,839 百万円
		市 費	10,193 百万円	4,427 百万円
	変更内容	事業スキームの見直しに伴う、事業及び事業量の変更		
	上位計画等	本市の「防災計画」において、「地震に強い都市づくりの推進(地震火災対策等)」が位置づけられている。34年度における「減災目標」を達成するために		

		策定された「横浜市地震火災防災戦略」においても、火災に強い都市空間の形成として行動計画が定められている。
	関連事業	—
事業の 必要性	事業を巡る 社会経済情勢 等の変化	<ul style="list-style-type: none"> ・23年の東日本大震災を契機として、防災性の向上に向けた更なる事業推進の強化が求められている。 ・24年10月に公表した「横浜市地震被害想定」では、火災による焼失棟数及び死者数がこれまでの想定より激増することが判明していることから、「火災による被害の軽減」が必要不可欠であり、火災に強い都市空間の形成を求められている。
	事業の投資効果・事業効果等(費用便益分析等)	建築物の不燃化、狭隘道路の拡幅されることによる消火活動の円滑化及び避難の迅速化が行われることにより、延焼による人的物的被害が軽減される。

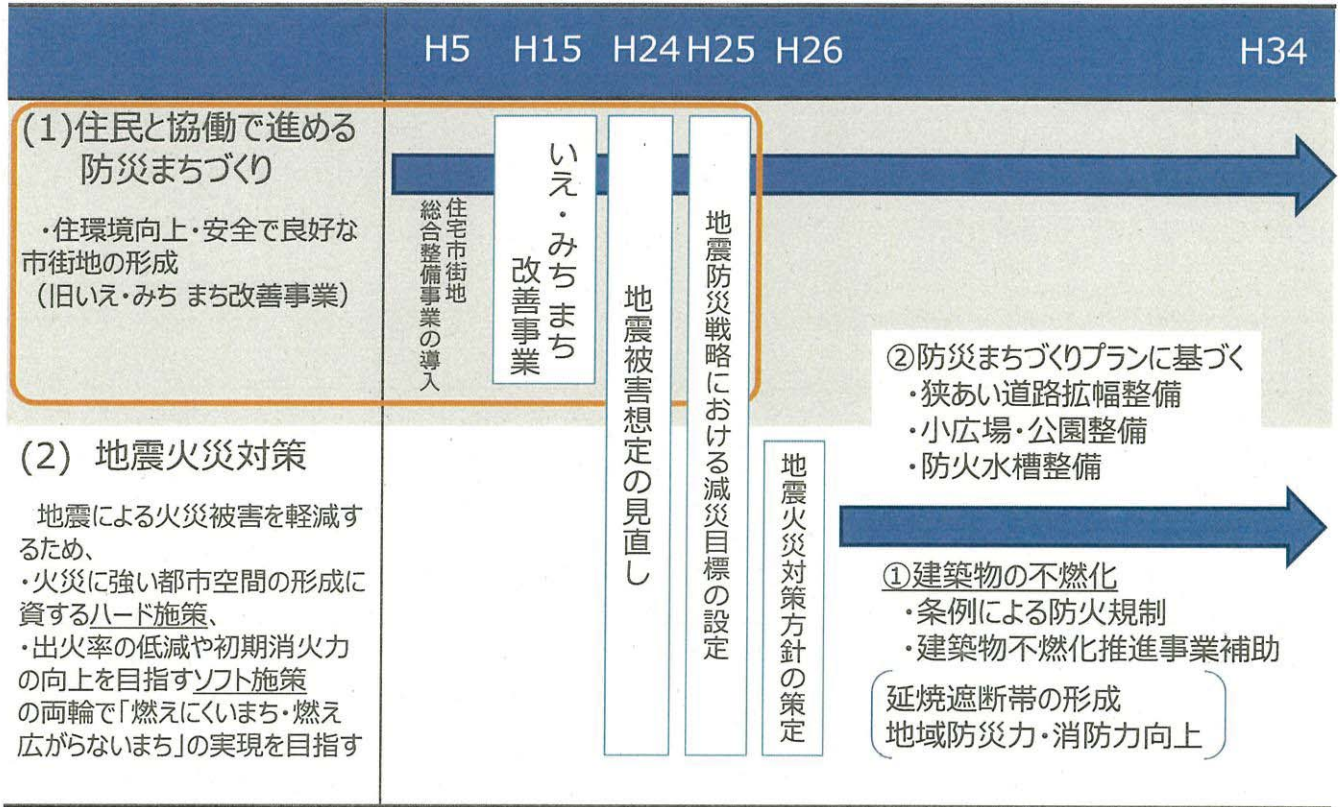
事業の 進ちよく 状況	≪条例に基づく防火規制区域内における 耐火性の高い建築物の建築件数 進捗率≫ 32.1% ≪不燃化補助(除却・新築・改修)件数 851件 ≪安全相談事業 ^{※1} 実施件数≫ 145件 ≪地区公共施設等の整備 進捗率≫ 13.6% (事業費ベース) ≪用地取得 進捗率≫ 31.4% (事業費ベース) ≪身近なまちの防災施設整備事業補助 ^{※2} 件数≫ 30件
	【内訳は別紙3参照】
事業の課題及び進ちよく見込み	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の不燃化については、市全体で見ると建て替えペースは維持できているが、地区により進捗の差がみられる。 ・住民協働による修復型まちづくりとして実施しており、地元協議等に相当の時間が必要となる。(一方で、具体の事業に係る合意形成については協議会活動により促進されるという側面もある) ・特に、ハード面においては進ちよくのスピードに課題がある。 <p>【進捗見込み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築物の不燃化については、これまでの建て替えペースを維持すると共に、建て替え困難な地区への働きかけを進める。 ・これまでの整備実績や、協議会活動等により、地域住民の理解や関心が得られてきており、今後も事業の進捗が見込まれる。

その他 (コスト縮減 項目等)	本事業は、地域住民との合意形成が図られたところから段階的に整備を進める修復型のまちづくりであり、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅地区改良事業等の法定事業と比較して事業費が著しく少ない事業である。	
その他	—	
添付資料	☑ ・ 無	
対応方針 (案)	継 続	計画通り(上記計画を実施)※1
		一部見直し(上記計画を変更)※2 ----- 【見直し内容】
	中 止	

対応方針 (案)と した理由	木造住宅密集市街地への対策として、「地震防災戦略」における減災目標達成に向けた被害軽減対策と、住環境整備の改善を行う必要がある。このため、有効なツールである住宅市街地総合整備事業を活用し、より効果的な事業として継続することが妥当と判断した。
----------------------	--

※1：既に見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。前の再評価で「継続(一部見直し)」の事業についても、その見直し内容が確定している場合は、こちらを選択してください。

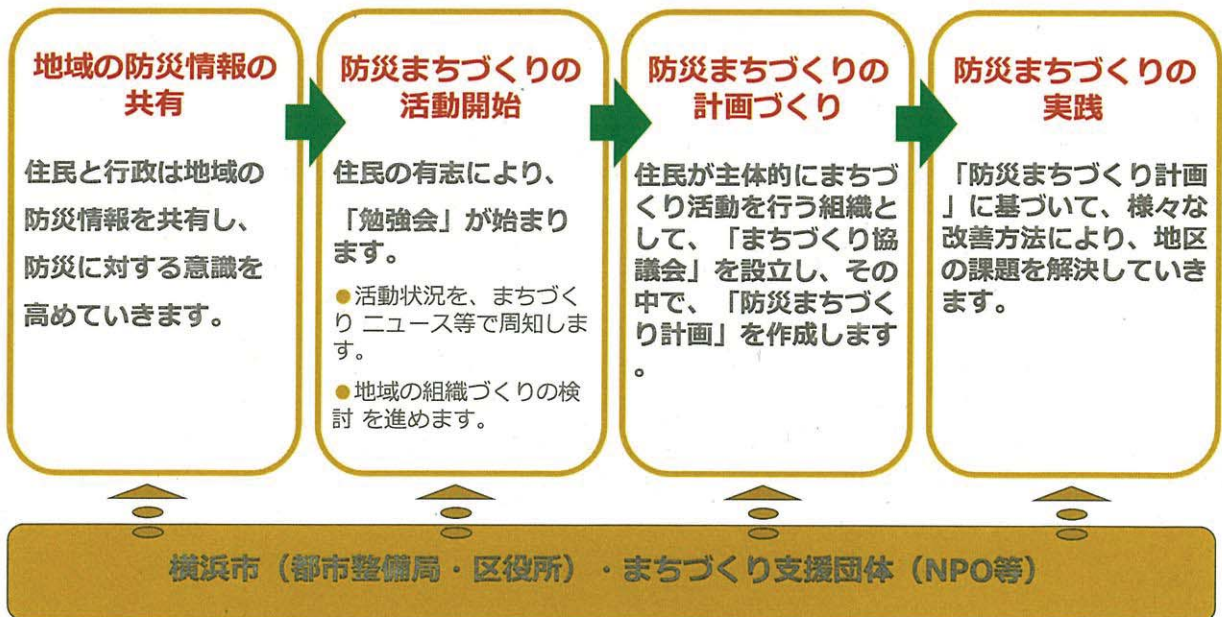
※2：今後、見直しを行うことが確定している事業は、こちらを選択し、見直し内容を記載してください。



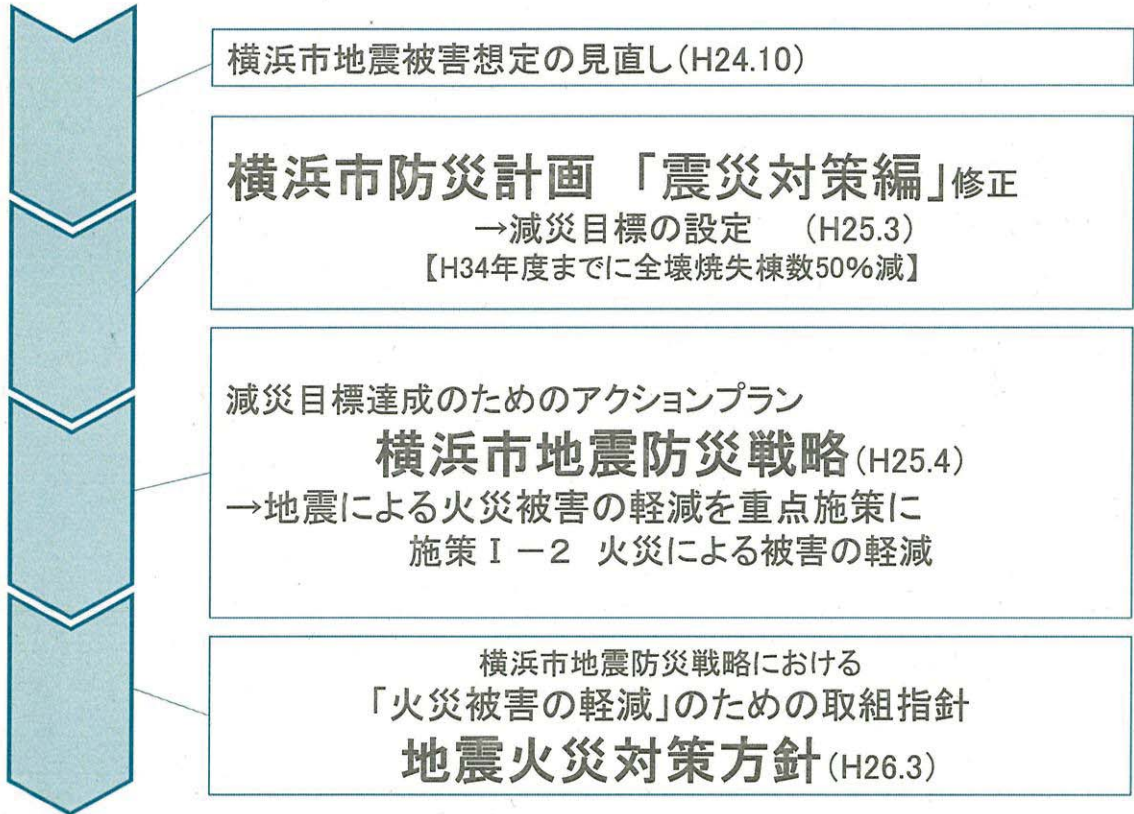
背景

いえ・みちまち改善事業（H15～25）

防災性の向上と住環境の改善を目的とした
地域住民との協働による、修復型まちづくりの取組



連携して支援！

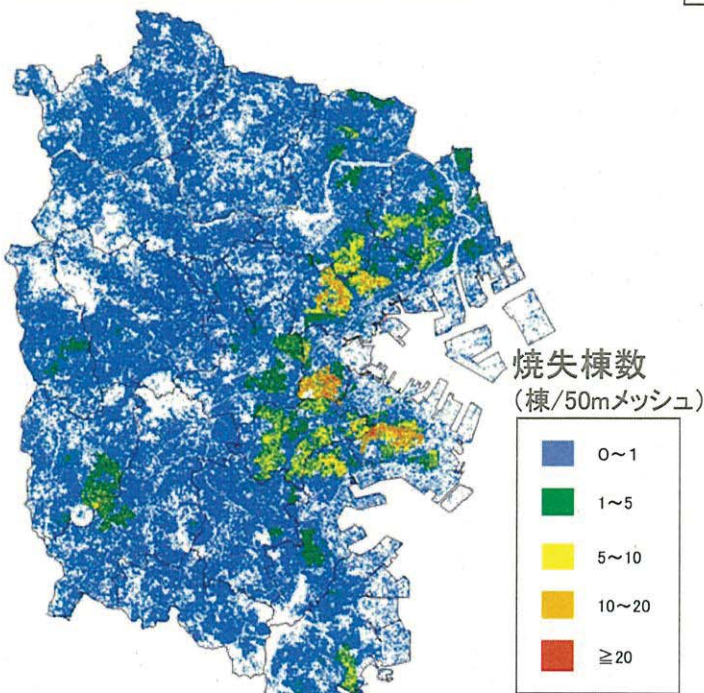


対象地域

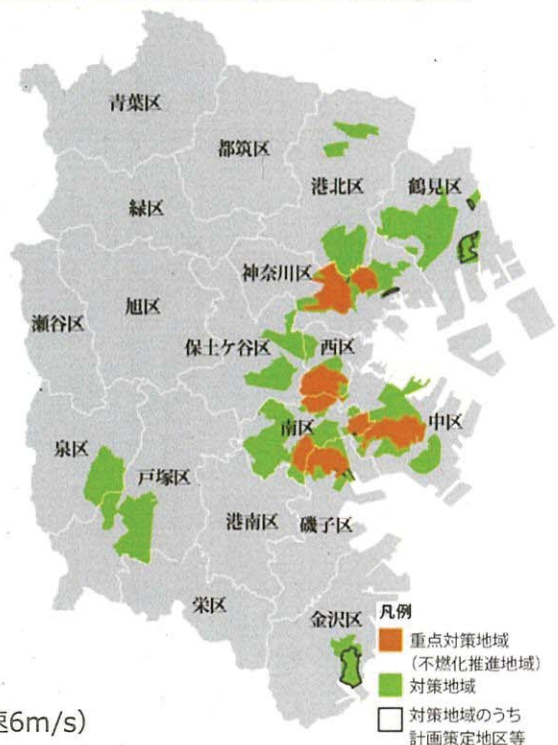
地震火災の被害は、特定の地域に集中



重点的に対策を講じる地域を対象地域として絞り込む
(重点整備地区23地区)



元禄型関東地震による焼失棟数(冬18時:風速6m/s)



「燃えにくい・燃え広がらないまち」を実現するため、次の両輪で事業を推進

【防災まちづくり施策】=ハード施策

- 建築物の不燃化
- 狭あい道路拡幅、小広場、防火水槽の整備等
- 延焼遮断帯の形成

【地域防災力・消防力向上施策】=ソフト施策

- 感震ブレーカーの設置促進
- 初期消火器具の設置促進
- 家具転倒防止器具の設置促進
- 公設消防力の充実・強化

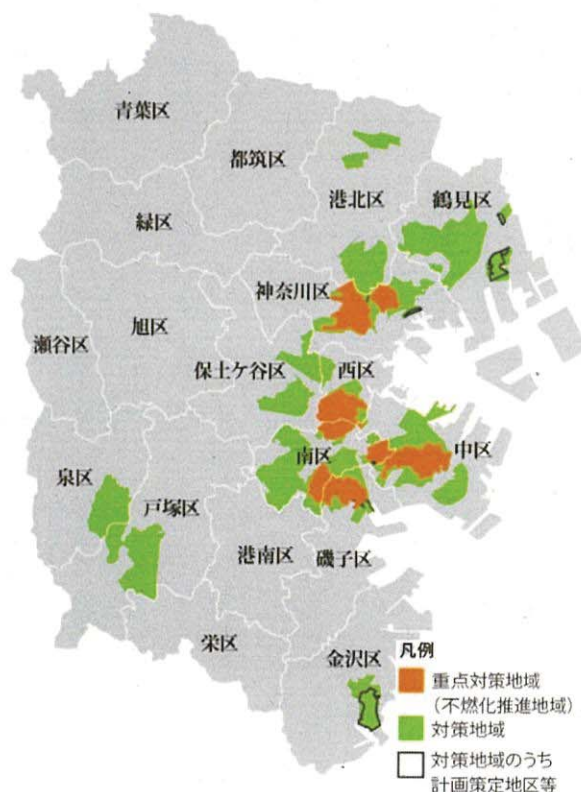


主な事業①

建築物の不燃化

重点対策地域(不燃化推進地域)において建築物を「準耐火建築物」以上とする「条例による防火規制」の導入と、老朽建築物の除却、耐火性能強化への補助制度(建築物不燃化推進事業補助)との連動により、不燃化促進を図り、延焼被害の軽減を図る。

※建築物の不燃化への啓発のため、建築士の派遣制度を実施(安全相談事業)



主な事業②-1

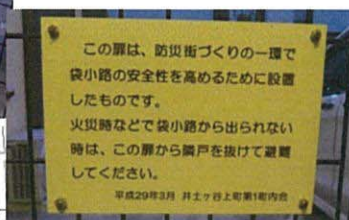
市民等が策定する地域のまちづくり計画(プラン)に基づき、狭あい道路拡幅、小広場、防火水槽の整備などの地区公共等整備

- ・消防活動の円滑化や避難の迅速化を図るため狭あい道路の整備を促進
- ・いっつき避難場所や防災備蓄庫置場となる小広場・公園や防火水槽の整備により、避難、消火活動の円滑化を図る
- ・建物の耐震診断への支援や耐震改修費の補助等により、建築物の耐震化を推進し、地震時の出火や道路閉塞などを防止

主な事業②-2

地域が行う地域独自の防災施設整備への補助
(身近なまちの防災施設整備補助)

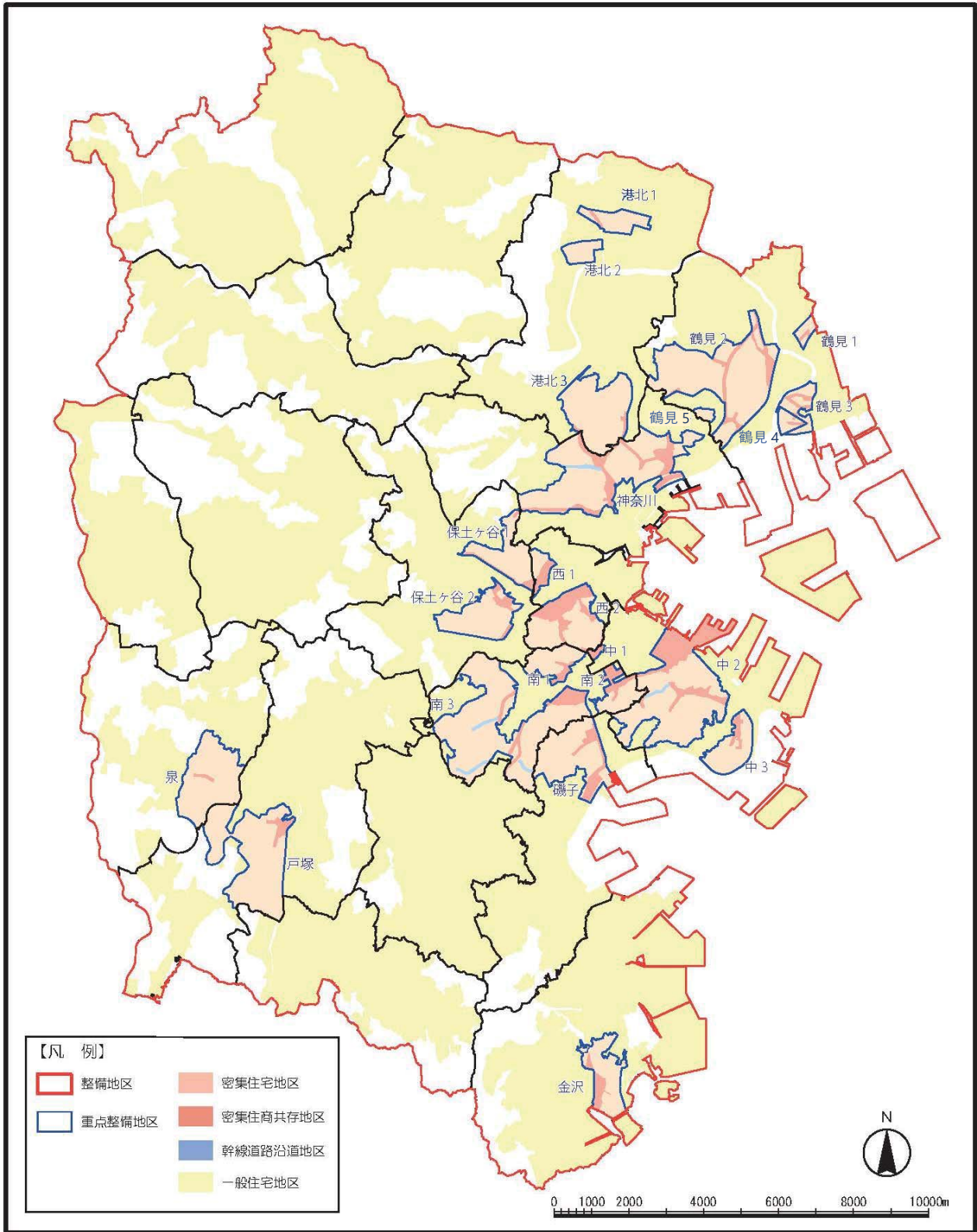
- ・ 行き止まり改善 (避難扉)
- ・ 私道階段の安全対策
- ・ 防災設備の設置



行き止まり



整備地区区域図



地区別事業対応表

様式3 別紙2

△は一部対象

番号	事業名	個別地区	条例に基づく 防火規制区 域(耐火性の 高い建築物)	不燃化補助 (除却・新築・ 改修)	安全相談事 業	地区公共施 設等整備 (狭あい道路拡 幅整備、広場整 備、防火水槽 等)	身近なまち の防災施設 整備補助
1	鶴見1地区	①市場西中	—	— ○	— ○	— ○	○
2	鶴見2地区		—	—	—	—	
3	鶴見3地区	②潮田小野町	—	△	△	○	
4	鶴見4地区 (拠点型)		—	△	△	○	
5	鶴見5地区		—	—	—	—	
6	神奈川地区	③浦島町・子安 通	△ —	△ ○	△ ○	— ○	
7	西1地区		—	—	—	—	
8	西2地区	④東久保 ⑤西戸部	△ ○	△ ○	△ ○	— ○	
9	中1地区		△	△	△	—	
10	中2地区	⑥本郷町3丁目 ⑦北方町	△ ○	△ ○	△ ○	— ○	
11	中3地区		—	—	—	—	
12	南1地区	⑧三春台	△ ○	△ ○	△ ○	— ○	
13	南2地区	⑨唐沢・平楽・ 八幡町地区	△ ○	△ ○	△ ○	— ○	
14	南3地区		△	△	△	—	
15	保土ヶ谷1地区		—	—	—	—	
16	保土ヶ谷2地区		—	—	—	—	
17	磯子地区	⑩滝頭・磯子地 区	△ ○	△ ○	△ ○	— ○	
18	金沢地区	⑪金沢南部 ⑫金沢	— —	△ ○	△ ○	— ○	
19	港北1地区		—	—	—	—	
20	港北2地区		—	—	—	—	
21	港北3地区		—	—	—	—	
22	戸塚地区		—	—	—	—	
23	泉地区		—	—	—	—	

